

上戸次小学校 2026年度 いじめ防止基本方針

ここにある優しいぬくもり、あなたもわたしもともに感じて

～いじめをおこさせない・絶対ゆるさない～

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

(2) いじめの基本的な認識

いじめ問題に取り組むには、「いじめ問題」には、どのような特質があるかを十分に認識し、「未然防止」、「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが大事である。以下は、いじめ問題の基本的な認識である。

- ① いじめは「人間として絶対に許されない、重大な人権侵害」である。
- ② いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る問題」である。
- ③ いじめは、「発見が難しい問題」である。
- ④ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑤ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑥ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域、関係機関などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組むべき問題である。

(3) いじめの構造と態様

① いじめの構造・・・4層構造

- 被害者・・・いじめられている子
- 加害者・・・いじている子
- 観衆・・・いじめをはやし立て面白がっている子（いじめを強化する存在）
- 傍観者・・・見て見ぬふりをしている子（いじめを支持する存在）

② いじめの態様

- ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

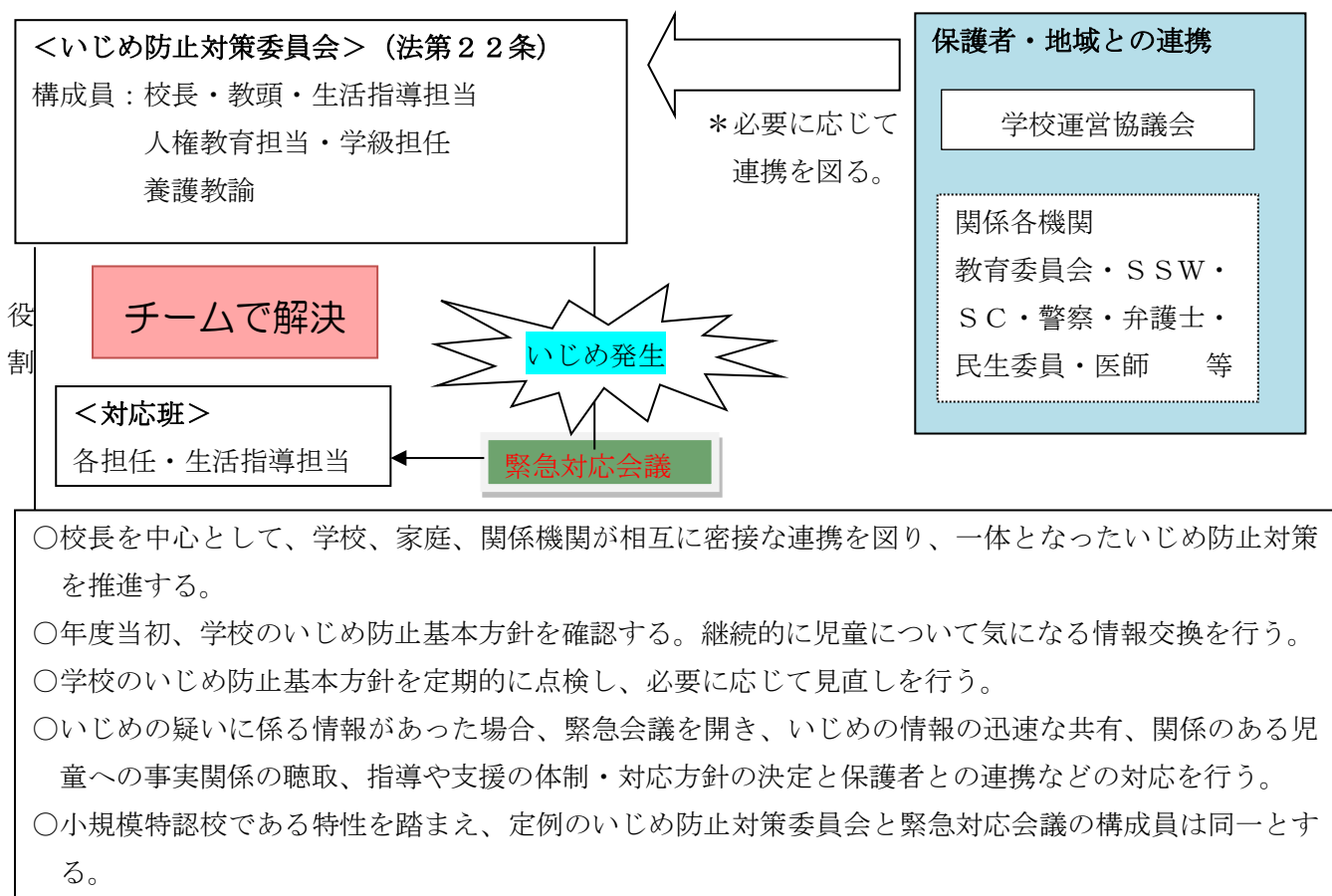
(4) 基本的な姿勢

- 教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人が心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
- 児童生徒にしっかりと寄り添い、一人一人の状況を把握するとともに、児童生徒が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目することが必要である。
- 保護者や地域住民などとも信頼関係を構築し、いじめの防止等に係る情報を共有しながら未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

2 いじめ防止についての取り組み

(1) 未然防止

いじめ問題において、いじめの未然防止に取り組むことがとても重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」をつくる必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。また、いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。



(2) いじめを生まない学校づくり

- ① いじめの重大性を教職員全員で認識し、いじめに係る情報を特定の教職員が抱え込むことなく、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- ② 「大分市いじめ問題対応マニュアル」を活用した校内研修を行い、さらにスクールソーシャルワーカー等を活用して、専門的知識に基づいた研修の充実を図る。
- ③ 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図り自己有用感を味わわせるように努める。
- ④ 人権教育を充実させるとともにお互いを思いやり、支え合うことが出来るよう様々な活動を仕組み、児童の自己肯定感や社会性、共感的人間関係を育成する。
- ⑤ 新入生を迎える会、6年生を送る会、縦割り班での稲作・努力遠足等の体験活動・入学式、卒業式、運動会等で、児童が主体的に取り組む活動を仕組み、望ましい人間関係を構築する。
- ⑥ 学校の基本方針について入学時や年度始めに説明し、学校ホームページに掲載するなどして、保護者や地域の理解を得、多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることが出来るようにする。
- ⑦ 学校基本方針による取り組みの状況について、定期的な点検・評価に取り組み、いじめに対する教職員の問題意識を継続させる。
- ⑧ 児童生徒支援引継ぎシートについて、小中連絡会や職員会議等で情報交換を行い、支援方針についての共通理解を図るとともに、支援方針の見直しや検討をする際の参考にする。
- ⑨ いじめの防止等に係る校内研修を実施するとともに、管理職は、研修後、教職員のいじめ問題への対応に関する理解度の把握に努め、研修方法や研修内容のさらなる改善・充実を図る。
- ⑩ 全ての児童生徒や保護者がSOSを発信したり、相談したりしやすい体制・環境づくりに努める。
- ⑪ 児童会が主体となり、いじめ防止の推進に取り組む。(あいさつ+1運動)

<いじめ防止対策年間指導計画>

月	取り組み	教職員研修
4月	・学級開き ・学級のルール作り ・上小生活のめあて ・人間関係作りプログラムの実施 ・ミニアンケート	いじめ防止基本方針について
5月	いじめ防止対策委員会：年間計画 いじめをなくすための啓発強化週間（道徳的実践力） ・ミニアンケート ・人間関係作りプログラムの実施	「大分市いじめ問題対応マニュアル」について
6月	いじめ早期発見のためのチェック いじめ防止対策委員会（職員会議で共有） ・ミニアンケート ・個人面談 ・人間関係作りプログラムの実施 ・あいさつ+1運動	児童実態把握
7月	第1回いじめアンケート ・アンケート集約 学期末授業参観日→保護者のいじめ防止に関する啓発 いじめ防止対策委員会（職員会議で共有） ・人間関係作りプログラムの実施	いじめの実態把握と問題解決
8月	いじめ防止対策委員会（職員会議で共有）	いじめの問題に関する教職員研修
9月	夏休み明けの児童観察 ・ミニアンケート ・人間関係作りプログラムの実施	子どもの変化の確認
10月	いじめ防止対策委員会 ・ミニアンケート ・人間関係作りプログラムの実施	
11月	第2回いじめアンケート・個人面談・アンケート集約 ・人間関係作りプログラムの実施	いじめの実態把握と問題解決
12月	いじめをなくすための啓発強化週間（道徳的実践力） いじめを許さない学校『人権集会』 ・ミニアンケート 学期末授業参観日→保護者への人権意識の啓発 いじめ防止対策委員会（職員会議で共有） ・人間関係作りプログラムの実施	
1月	冬休み明けの児童観察 いじめ防止対策委員会 ・人間関係作りプログラムの実施	
2月	いじめ防止対策委員会（職員会議で共有） ・ミニアンケート	子どもの変化の確認

	・人間関係作りプログラムの実施	
3月	第3回いじめアンケート・個人面談・アンケート集約 上小生活のめあての反省と次年度への改善 児童生徒支援引継ぎシートの作成・情報交換・共通理解 いじめ防止対策の見直し・検討・次年度方針の作成	いじめ実態把握と問題解決 いじめに関する情報の引き継ぎといじめ 対策の点検

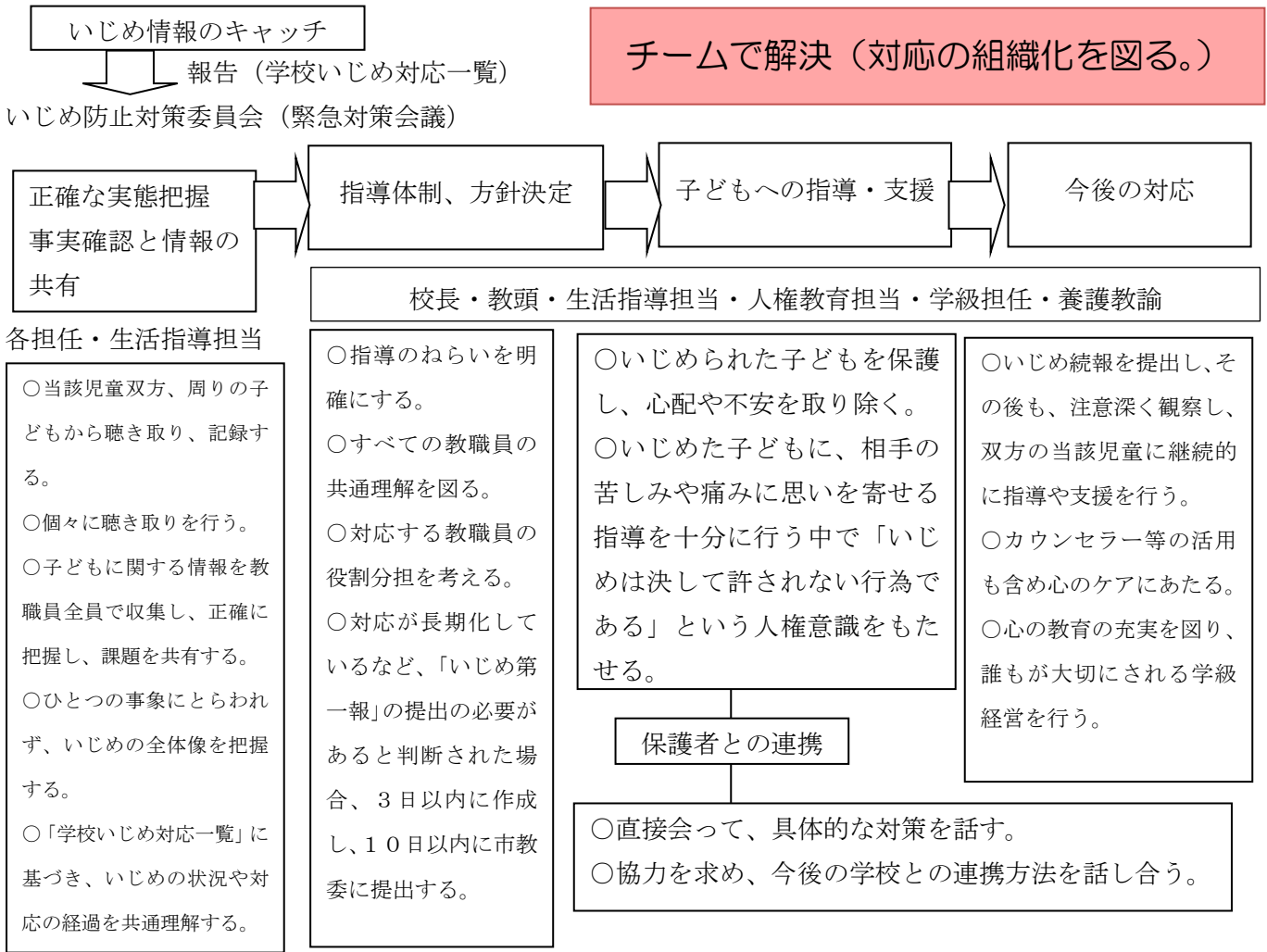
(3) 早期発見

早期発見のために、学校、家庭、地域が一体となって、子どもたち一人ひとりに寄り添いかかわる中で、児童生徒の些細な変化やサインに気づく力を高めるとともに、教育委員会や関係機関等の相談機能も充実させ、子どもたちが不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備する。

- ① 職員のいじめに気づく力を高めるために、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、共感的に理解する心を教職員が高めることが大切である。そのために校内研修等で研修をする。(いじめ早期発見のためのチェックリスト等で児童理解を深める。)
 - ・児童の些細な変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報共有できる場を持つ。
- ② 定期的なアンケート調査や個人面談の実施をする。
 - ・児童の生活実態について、定期的又は必要に応じてのアンケート調査や個人面談、生活ノートの活用により、きめ細やかな把握に努める。また、回答に疑いも含めいじめを示すものがあつた場合、いじめとして捉え学校で対応する。
- ③ 児童や保護者の悩みを積極的に受け止めることができるように面談の実施、教育相談の案内文章の配布を行う。その際、スクールソーシャルワーカー等の活用を図る。また、学校以外の相談窓口についても周知を継続的に行う。

(4) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。いじめに係る情報を得た場合、直ちにいじめ防止対策委員会にて共有し、「学校いじめ対応一覧」に記載する。また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る必要がある。



3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた子どもに対しての支援

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

(2) いじめられた子どもの保護者に対しての支援

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を正確に伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議し、情報は随時共有するとともに、意向を聞き取る。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(3) いじめた子どもに対しての支援

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

(4) いじめた子どもの保護者に対しての支援

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、継続的な助言や支援を行う。

(5) 周りの子どもたちに対しての指導

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(6) 継続した指導

- 解消後も、被害児童及び加害児童に対して引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的にを行い、「学校いじめ対応一覧」に月ごとに入力していく。「いじめ第一報」を提出した場合は、3カ月を目安に状況確認し、「いじめ続報」を作成・提出する。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。
- 学校の対応については、随時記録に残し、関係文書の保存に当たっては、該当児童が卒業後5年間保存する。

(7) 保護者や地域、関係機関との連携

- 緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。
また、状況によっては緊急生活指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。
- いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- 学校や家庭にはなかなか話すことが出来ないような状況であれば、「いじめ・不登校相談(県教育センター)」や「子どもの人権110番(大分地方法務局)」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

(8) ネット上へのいじめの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにサイト管理者やプロバイダ等に連絡し、削除する措置を行う。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。
- 情報モラル向上授業を実施し、児童に正しいインターネットのマナーを身に付けさせる。また、保護者に対してもインターネット上のいじめへの対応について必要な啓発を図る。
- ネット上の情報収集（ブログ、学校裏サイト、SNS チェック、チェーンメール、line）を行う。

4 重大事態への対応

(1) 「重大事態」とは

- ① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② 「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

年間30日を目安とする。連続の場合は、3日ぐらいから迅速に調査にのりだす。

(いじめ防止対策推進法第28条)

(2) 具体的な手順等

- ① 重大事態発生の報告
 - ・そのような事態を把握したら、速やかに学校から学校設置者（市教育委員会）に報告をする。
 - ・学校設置者（市教育委員会）は、市の長等に速やかに報告をしなければならない。
 - ② 重大事態の実態調査

この調査は、重大事態に対処するとともに同種の事態の発生防止のために行う。

 - ・基本は、当該学校設置の「いじめ対策防止委員会」が、市教育委員会の連携・指導を受けながら調査を行う。
 - もし、以下のような場合は、市教育委員会設置の「大分市いじめ問題第三者調査委員会」が直接調査を行うこともある。
- 当該児童やその保護者からの訴えを踏まえ、学校全体の調査ではその事態への対応や再発防止などに必ずしも十分な結果を得られないと判断した場合
 - 当該学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合
 - 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、警察と連携して対応する。

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- 1) いじめられた児童生徒から十分に聴き取りをする。
- 2) 生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- 3) いじめられた児童生徒については、調査による事実関係の確認をするとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- 4) いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

- 5) これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性をふまえて、教育委員会が積極的に指導・支援し、関係機関とも適切に連携して対応に当たる。

いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

<いじめられた児童生徒が入院等で面会ができない場合>

- 1) いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し着手する。
- 2) 調査方法としては、児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査をする。

<いじめられた児童生徒が死亡した場合>

児童の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

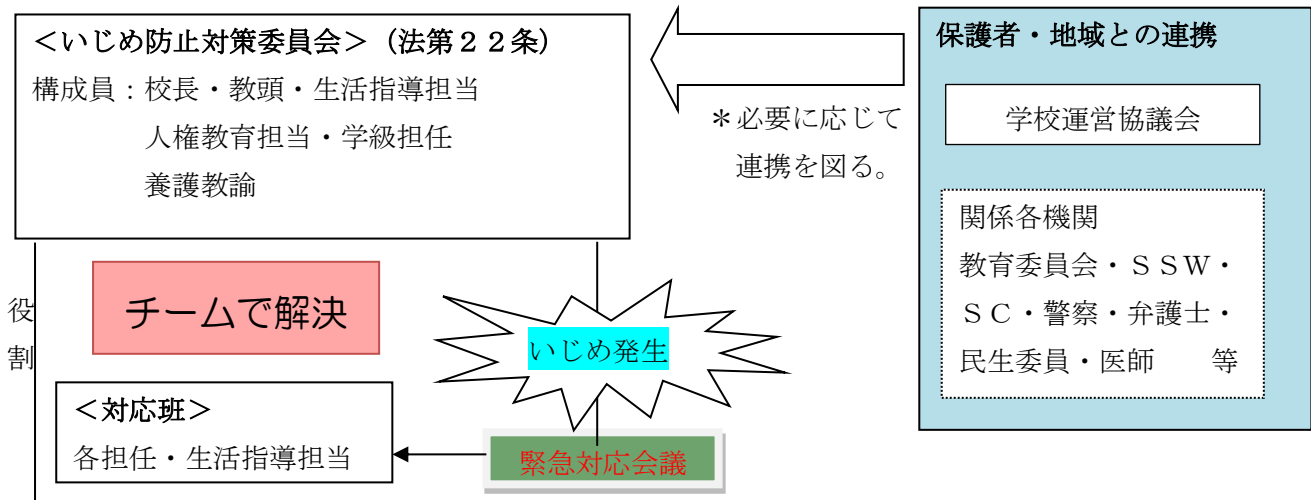
いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- 1) 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、遺族の要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う。
- 2) 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 3) 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることをふまえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 4) 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家などの専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報のみに依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

※参考資料・・・国・県・市の施策、条例等

上戸次小学校 いじめ防止基本方針 対応マニュアル



- 校長を中心として、学校、家庭、関係機関が相互に密接な連携を図り、一体となったいじめ防止対策を推進する。
- 年度当初、学校のいじめ防止基本方針を確認する。継続的に児童について気になる情報交換を行う。
- 学校のいじめ防止基本方針を定期的に点検し、必要に応じて見直しを行う。
- いじめの疑いに係る情報があった場合、緊急対応会議(※構成員はいじめ防止対策委員会)を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を行う。

